

宝塚大学 学位規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定により宝塚大学学則（以下「学部学則」という）第27条、宝塚大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第21条に基づき、本学において授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学位を授与するにあたっては、次の区分により専攻分野の名称を付記する。

学位	専 攻 分 野 の 名 称
学 士	芸 術 学 看 護 学
修 士	芸 術 学

(学位名称の使用)

第3条 本学の学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは「宝塚大学」と付記するものとする。

第2章 学士の学位

(学士の学位授与の要件)

第4条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

(学士の学位の授与)

第5条 学長は、学士の学位を授与すべき者には、学位記（別紙様式1）を交付する。

第3章 修士の学位

(修士の学位授与の要件)

第6条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(大学院学位論文審査願書等の手続き)

第7条 修士論文（以下「学位論文」という）の審査を願い出るときは、別に定める書類を指定された期日までに大学院メディア芸術研究科長（以下「研究科長」という）に提出しなければならない。

2 標準修業年限以上在籍し、当該研究科所定の修士論文が未提出の場合は、留年扱いとする。

3 提出した学位論文等及び既納の審査手数料は返還しない。

(提出する学位論文)

第8条 学位論文は1編とし、自著であることを要する。ただし、参考として他の自著又は共著の論文を添付することができる。

2 修士論文は、研究領域により研究作品を加え、又は研究作品を主成果とすることができる。ただし、提出は学位論文について1編、作品は1点以上とする。

3 学位論文審査のため必要があるときは、提出する学位論文の部数を増加し、その他参考資料等を提出させることがある。

(学位論文の受理及び審査の付託)

第9条 研究科長は、第7条第1項の学位論文審査願書を受理したときは、メディア芸術研究科委員会（以下「研究科委員会」という）にその審査を付託するものとする。

(学位論文審査委員会)

第10条 研究科委員会は、学位論文等を審査するために学位論文等ごとに論文審査委員会（以下「審査委員会」という）を設ける。

- 2 審査委員会は、提出された学位論文の内容に応じ、研究科担当の教員の中から選出された3名以上の審査委員をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、前項の教員以外の教員又は他の大学の大学院もしくは研究所等の教員等を審査委員に委嘱することができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文等審査の終了時に行うものとする。

- 2 最終試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、筆記又は口述により行うものとする。

(審査期間)

第12条 第7条第1項の規定に基づき提出された学位論文の審査は、当該学位論文審査願書を提出した学生が在学すべき所定の期間内に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第13条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その結果に学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科委員会に報告するものとする。

(修士の学位授与の決定)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位授与の可否について審議し、議決するものとする。

- 2 前項の議決は、研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。ただし、海外渡航者及び休職者は構成員の総数から除くものとする。
- 3 研究科長は、第1項の結果を学長に報告するものとする。

(修士の学位の授与)

第15条 学長は、前条の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には、学位記（別紙様式2）を交付し、学位を授与する。学位を授与することができない者には、その旨を通知する。

(学位授与の取消し)

第16条 学長は、修士の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき
 - (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき
- 2 前項に規定する議決を行う場合には、第14条第2項の規定を準用する。

(雑 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、修士論文等の提出及び審査の時期、試験及び学力の確認の期日、方法等、学位審査に関する細則は研究科において別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

(宝塚造形芸術大学に関する措置)

宝塚造形芸術大学は、平成22年 3 月31日現在在学する学生が在学しなくなるまでの間存続するものとし、第15条の規程にかかわらず、学位の名称を用いるときは、「宝塚造形芸術大学」と付記するものとする。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4 年 2月 1日から施行する。

令和 3 年度に卒業又は修了する者に交付する第 5 条及び第15条による学位記は、別紙様式1又は別紙様式2の記載内容による縦書きの様式とする。

この規程は、令和 6 年 4月 1日から施行する。

学 士 第 号

学 位 記

大
学
印

氏 名

年 月 日生

本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを

認め学士 $\left(\begin{array}{c} \text{芸 術 学} \\ \text{看 護 学} \end{array} \right)$ の学位を授与する

年 月 日

宝塚大学学長

印

修 士 第 号

学 位 記

大
学
印

氏 名

年 月 日生

本学大学院メディア芸術研究科メディア芸術
専攻の修士課程を修了したので 修士（芸術学）
の学位を授与する

年 月 日

宝塚大学学長

印